

人権理事会ハイレベルセグメント 21 名が演説

2022/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会ハイレベルセグメント 2 日目朝の会合では、21 名の高官が演説を行った。この会合でも、ロシアのウクライナ攻撃の問題が討議の大半を占めた。その他の問題について発言者は、人権の促進・保護は持続可能な平和と安全、SDGs の達成のための重要な要素であること、パンデミックに打ち勝ち、数十年間の人の発展を失う危険を防ぎ、誰ひとり取り残さないよう確保するために、国際協力と連帯が不可欠であること、生命の権利と人の尊厳は世界的に重要な一対の権利であること、国連を中核とする多国間主義は地球の平和・安全・繁栄を達成するための唯一の方法であることを主張した。また、気候変動・環境劣化・汚染は今日世界が直面する最も差し迫った問題であり続けており、例外なく全ての人々に影響を与え、将来の世代の脅威であるとの言及もあった。複数の発言者は、理事会は、客観性・不偏性・非選択性の原則を指針としなければならないと強調した。

人権理事会ハイレベルセグメント 24名が演説

2022/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会ハイレベルセグメント午後の会合では、24名の政府・国際機関の高官が演説を行った。発言者は、ウクライナ国民の基本的権利と生命が危険にさらされ、人権理事会を含む国連全体が中核に据える諸原則が脅かされていると述べた。また、ロシア政府はロシア国内でも弾圧を強めており、侵略に平和的に抗議するロシア国民やデモの様子を報道するジャーナリスト数千人を拘束しているとの報告がなされているとした。そして、理事会は国際的平和と安全のためにさらなる協力を可能にする多国間の対話の場であると述べた。その他、理事会が留意すべき各国の状況を具体的に取り上げた。さらに、COVID-19 パンデミックによって、国際連帯と基本的権利を保護するために協力する能力が試されていることや、世界的なうつ病・不安・自殺の増加を挙げて、メンタルヘルスの問題が蔓延していることに言及があった。

人権理事会ハイレベルセグメント 日本代表も演説

2022/03/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会ハイレベルセグメント3日目が始まり、日本の中谷総理補佐官も演説を行った。補佐官は初めにロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、国際法・国連憲章の重大な違反であると述べた。そして、日本は深刻な人権侵害に強く反対し、各国の状況を考慮に入れつつ、対話と協力を通じて各国の自主的な努力を支援していると強調した。また、日本は引き続き人権状況の改善に貢献する決意であるとし、中国、香港、新疆ウイグル自治区等における人権と基本的自由の保護、北朝鮮による拉致問題の解決の必要性を訴えた。さらに、経済活動のあらゆる段階で人権の促進・保護がますます重要になっており、日本は「ビジネスと人権に関する行動計画」の下で一層努力していると述べた。他の発言者からは、気候変動、COVID-19 パンデミック等の問題が取り上げられ、ロシアによるウクライナ侵略に対する非難が続いた。

人権理事会ハイレベルセグメント 19名の高官が演説

2022/03/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会ハイレベルセグメントでは、各国政府・国際機関の高官 19 名が演説を行った。多くの発言者がウクライナに対するロシアの軍事侵攻を非難し、ロシアに対しあらゆる敵対行為の即時中止、ウクライナからの軍隊の撤退、国際規範・原則の完全な遵守を求めた。そして、人権侵害・国際人道法違反の調査のための独立した国際委員会の設置を求めた。また、多くの発言者が COVID-19 パンデミックの影響の問題を取り上げ、医療・ワクチンへの公平なアクセスが世界的に不可欠であること、差別撤廃を含めて、少数者その他の弱者の権利の保護に特別に留意しながら復興に向かわなければならないことを指摘した。さらに、人権が日々の政治的行動の中核に据えられ、女性と子どもの権利に特別に留意がなされなければならないと主張した。加えて、各国はあらゆる人の人権享受のために団結するよう努力すべきという意見に多くの代表が合意した。

人権理事会 ハイレベルセグメント終了、一般セグメント開始

2022/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会のハイレベルセグメントでは、5名の各国閣僚が演説を行った。発言者は、ロシアのウクライナ侵略はウクライナ国民とその自由・基本的権利に対する攻撃であるだけでなく、国連憲章に対する攻撃であること、ロシアは軍事攻撃を中止し、全ての部隊を即時撤退すべきであること等を主張した。また、理事会に対し、公平なアプローチ、非政治化、非選択性を確保しつつ、根本原因に対処し、防止努力を強化し、対話を促進するために、創造的・独創的に行動するよう求めた。続いて始まった一般セグメントで発言者は、パンデミックが経済に破壊的な影響を与え、あらゆる生活分野に構造的な影響をもたらしていること、パンデミックによって女性の雇用におけるこれまでの不安定な進歩がほぼ帳消しになり、女性に対する暴力が驚異的に増加していること、ウクライナの紛争の平和的解決が望まれること等を主張した。

社会権規約委員会第 71 会期閉幕

2022/03/04

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 71 会期が閉幕した。今会期ではバーレーン、ベラルーシ、チェコ、コンゴ民主共和国、セルビア、ウズベキスタンの報告書が審査され、総括所見が採択された。また、個人通報が審理され、2 件が受理不能、1 件が社会権規約違反あり、その他 3 件が審理不継続となった。さらに、選択議定書手続規則の改正が採択された。加えて、土地と持続可能な開発に関する 2 つの一般的意見も取り上げられた。第 72 会期は 9 月 26 日～10 月 14 日に開催され、エルサルバドル、グアテマラ、ルクセンブルク、モンゴル、タジキスタン、イエメンの報告書の審査が予定されている。パンデミックにも関わらず、今会期では委員 18 名のうち 15 名が対面で参加した。議長は次の会期が対面で開催され、ジュネーブで各国の報告書審査その他の活動が引き続き行われるよう希望すると述べた。

人権理事会 ウクライナの人権状況に関する調査委員会設置

2022/03/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は、ロシアのウクライナ侵攻における人権侵害を調査する、独立の国際調査委員会を直ちに設置する決議を採択した。決議案はウクライナから提出され、賛成 32(日本を含む)、反対 2、棄権 13 で可決された。この調査委員会は、人権理事会議長が任命する 3 名の人権専門家から成り、当初の任期は 1 年である。任務は、ロシアのウクライナ侵攻におけるあらゆる人権侵害、国際人道法違反、これらに関する犯罪を調査すること、人権侵害・違反の事実、状況、根本原因を立証すること、不処罰の撲滅、責任追及を目的として、特に責任追及措置に関する勧告を行うことである。議決に先立つ討議で発言者は、ウクライナ国民との連帯、同国の状況への深い懸念を示した。また、理事会に対し、ロシアの人権状況に関する特別報告者の設置、ロシアの犯罪不処罰を許さないメッセージの送付、ロシアの理事国資格の一時停止を求める発言もあった。

人権理事会 COVID-19 パンデミックにおける人権を討議

2022/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、COVID-19 からの復興における脆弱で周縁化された人々の人権の促進・保護に関する技術協力・能力構築の強化について討議が行われた。そうした中で副人権高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックは無数の人々の生命と生活に大打撃を与えている。1 億を超える人々が極度の貧困に陥った。特に最貧国・最も脆弱な国々は、人権の保護と 2030 アジェンダの達成において大きな転換を経験した。人権を中核に据えた多国間主義が構築される必要がある。すでに“Access to COVID-19 Tools Accelerator” やその COVAX ファシリティのような連帯も生まれ、それによって約 150 か国に 10 億回分以上のワクチンが供給された。連帯の行動が強化されなければならない。COVID-19 ワクチンは世界的な公共財であると認識され、アクセスへの障害は除去されなければならない。各国政府は、ワクチン生産に関わる知的財産権の放棄を検討すべきである。

障がい者権利委員会第 26 会期開幕

2022/03/07

国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会第 26 会期が開幕した。今会期では、ハンガリー、ジャマイカ、ベネズエラ、スイス、メキシコの報告書が審査される。開会にあたり発言した人権高等弁務官事務所の代表はまず、今会期がハイブリッド形式で行われ、2019 年 8 月以来初めて対面での会合が開かれることを歓迎した。そして、障がいのある女性・少女に対する複合的差別、障がいのあるこどもの人権享受、障がい者の居住地の選択の機会等の分野で各国政府に行動をとるよう求める決議が採択されており、前会期以降、障がい者の人権の促進のための国際的枠組みは前進を続けていると述べた。また、アフガニスタン、ウクライナ、イエメン等の国々の異常な人道危機・戦争状態を世界中が目撃していると言及した。委員長は声明を公表し、その中で委員会は他の多くの人権専門家とともに、ロシアに対してウクライナへの侵略・攻撃の中止を求めた。

人権理事会 国際女性デー記念討議

2022/03/08

国連人権高等弁務官事務所

国際女性デーにあたり、人権理事会はこれを記念する討議を行った。理事会議長は、女性差別は最も古くから存在し、人権に対する最も根深く重大な侵害であること、理事会はその歴史的な責任を果たし、世界中の女性の権利の促進・保護のための闘いの最前線に立つべきであることを強調した。人権高等弁務官は、気候・環境危機は世界中の女性に特別な影響を与え、その中でも特にマイノリティ女性・移住女性・アフリカ系の女性が危険にさらされていること、女性はこうした危険にさらされやすくなる交差的な文化的・経済的要素に直面していることを取り上げた。56 か国を代表して発言したフィンランド政府代表は、女性・少女の権利、ジェンダー平等に対するバックラッシュが生じているが、ジェンダー平等の促進は人権義務を遵守するために不可欠であり、平和と持続可能な開発を実現するために必須の手段でもあると述べた。

人権理事会 文化的権利を討議

2022/03/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、文化的権利に関する討議が行われた。文化的権利に関する特別報告者は、ウクライナにおける戦争について、軍隊その他のいかなる行動もウクライナの芸術的な首都と文化的・宗教的遺産に慎重に対応しなければならないと訴えた。また、個人と社会の発展、全ての人権の実現のために文化は重要であり、自身の活動では移住者・LGBTI・障がい者の芸術家、周縁化されたコミュニティの文化的権利に一層注意を向ける所存であると述べた。討議で発言者は、脆弱な状況にある人々の包摂的参加を通じた文化的権利の促進、女性の芸術的表現の権利に対する制限等に言及した。そして、文化的・文明的アイデンティティを維持するためのソフトパワーである文化が制約を受けてはならないこと、人々の背景を問わず彼らが世界中で文化的に交流することは平和と調和を促進するための最も意義深い手段の一つであること等が主張された。

人権理事会 武力紛争等における家族再統合に関するパネル

2022/03/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、武力紛争・テロ対策における家族再統合に関するパネルディスカッションが行われた。子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表は、紛争は家族の離別を引き起こす主要な要因の一つであるが、子どもが紛争当事者に徴用・利用される危険性は COVID-19 パンデミックのためにさらに高まっていること、国際社会は武装集団に関与した子どもへの対処のときは、子どもの権利に基づいた対応がとられるように確保しなければならないことに言及した。テロ対策における人権に関する特別報告者は、各国政府がテロ対策等を計画するときには、テロ集団に関与した子どもたちを被害者として扱わなければならないと述べた。赤十字国際委員会の代表は、国際人道法には、武力紛争で家族と離別した子どものニーズを満たすべき義務が含まれているが、この義務は、家族との接触を維持し、最終的には再統合を実現することも求めていると述べた。

人権理事会 子どもの売買等に関する専門家が発言

2022/03/09

国連人権高等弁務官事務所

子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。売買・性的搾取等の暴力からの子どもの保護を目的とする国際的・地域的な法や戦略が数多く世界中に存在するにもかかわらず、こうした暴力は増え続け、多くの犠牲者は適切な支援を受けることができていない。自身の報告書には、子ども婚・性的搾取に立ち向かうための具体的な措置や成功例を記載した。子どもが売買や性的搾取されないよう確保するための国内レベルの指針となるチェックリストは、ホームページ (<https://www.ohchr.org/EN/Issues/Children/Pages/APracticalApproach.aspx>) にも掲載されている。この暴力を防ぐには、認識を高め、社会を敏感にし、コミュニティレベルで強力に関与することへの投資の継続が不可欠である。様々な形態の子どもの売買・性的搾取の防止、子どもの保護、犠牲者への適切なサービスの提供に向けて实际的で断固とした行動がこれまで以上に必要である。

人権理事会 COVID-19 ワクチンへのアクセスに関するパネル

2022/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合のパネルディスカッションで、COVID-19 パンデミックへの対応における全ての国のワクチンへの平等・低価・適時・普遍的なアクセスの確保が討議された。人権高等弁務官は、世界は前例のない速度で効果的なワクチンを開発し、多くの生命・生活を救ったが、公正・公平な方法でのワクチンの分配管理を怠ったためにパンデミックが長引いていると述べた。そして、高所得国では 70%近い国民が 1 回以上ワクチンを接種しているが、低所得国では 13%超に過ぎず、こうした状態は不当・不道徳であり、極めて望ましくないものであると主張した。討議で発言者は、パンデミックへの対処では、世界的な保健制度の改革を含めた多国間主義の取組みが不可欠であること、経済的不平等が健康の権利へのアクセスを阻み、不平等の撤廃が重要な要素であること、COVID-19 拡大への対処、医療支援の提供の管理において国連が基本的役割をもつこと等に言及した。

人権理事会 対外債務、宗教・信念の自由を討議

2022/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、対外債務が人権享受にもたらす影響に関する独立専門家が発言し、過去 20 年間の貧困削減における前進がパンデミックによって台無しになったこと、特に医療サービス、社会的保護制度、食糧価格高騰・貧困への対策の必要性が高まったときに、財政面の制約が不平等の深刻化をもたらしたこと等に言及した。続いて、宗教・信念の自由に関する特別報告者が発言し、紛争や危険な状態は社会で最も周縁化された人々にしばしば多大な影響をもたらすと述べた。この問題について発言者は、宗教指導者が紛争状態において交渉・調停という重要な役割を果たすと指摘した。また、宗教的少数者に対して大規模・深刻・制度的・差別的な対応が多くの国でとられていること、宗教的少数者がテロリストとして描かれること等に懸念を示した。そして、宗教が戦争・敵意・暴力・殺傷を引き起こすために利用されてはならないと主張した。

人権理事会 プライバシーの権利、安全な環境の享受を討議

2022/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、プライバシーの権利に関する特別報告者が発言し、データ保護の問題が急速に高まっており、世界は個人データの利用を革新し続けているが、それがもたらす危険性を認識しなければならず、最も有効な手段は教育と啓発であると述べた。討議で発言者は、監視技術の誤用を懸念し、人権保護のための手段と法の一層の発展が不可欠であると主張した。続いて安全・清潔・健全・持続可能な環境に関わる人権義務に関する特別報告者が発言し、昨年10月に理事会が清潔・健全・持続可能な環境の人権を初めて世界レベルで承認したことを祝福した。そして、地球の有毒化は進んでおり、意欲的・緊急・世界的な行動がとられない限り、有毒物質への曝露、健康状態の悪化、人権侵害の増大は進むであろうと述べた。討議で発言者は、政府と企業双方が安全・健全な環境へのアクセスを保護する責任を有すること等を主張した。

人権理事会 宗教・信念の自由に関する専門家が発言

2022/03/10

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。最も政治的に周縁化された人々は、暴力や差別を受けやすく、しばしば宗教・信念等のために弱い立場に置かれている。紛争はこれまでになく長引き、宗教的少数者の権利が著しく侵害されている。紛争の“宗教化”は、紛争を一層解決できないものにし、平和構築を一層難しくする。宗教が紛争時・平和構築時において、他の要素や動機を排除する役割を果たすものと過度に評価しないことが必要である。関係者は、自身の政治的・経済的・軍事的目的を促進し、または危機的状況を引き起こし人権侵害を正当化・無視するために、宗教的・信条的少数者を標的にする。一つのコミュニティの人権への危険は、社会全体に対する危険である。政府・非政府主体は、戦時・平時を問わず少数者を含む人権を維持し、多様な宗教・信条システムを尊重・促進・保護しなければならない。

人権理事会 人権と環境に関する専門家が発言

2022/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権と環境に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。年間数億トンの有毒物質が空中・水中・地中に放出され続けており、汚染と有毒物質は清潔・健全・持続可能な環境の権利をはじめとする多くの人権享受に影響を与えている。汚染による負担が過度にかかるのは、すでに貧困・差別・制度的周縁化に苦しんでいる個人・コミュニティである。彼らは環境情報へのアクセス、環境に関する意思決定への参加、司法や効果的救済へのアクセスが難しい状況にある。さらに、最も重度の汚染を生み出す危険な施設はこれらの恵まれないコミュニティの近隣に所在する。こうした地域は“犠牲区域”と呼ばれる。無毒な環境を実現することは人権義務であって選択の余地はない。“犠牲区域”の発生を阻止し、そうした区域での汚染の防止、汚染場所の修整、医療の提供のために緊急の行動がとられなければならない。

人権理事会 人権と環境、拷問の問題を討議

2022/03/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では人権と環境の問題が討議され、発言者は、パンデミックによって世界は健康の権利が他の権利のための前提条件であると実感しており、安全な環境は必要であると強調する特別報告者の報告書を歓迎した。そして、各国政府に対し、安全・清潔な環境の権利の理解の促進、将来の世代に健全な地球を残すために必要な集団的国際努力を求めた。最後に特別報告者は、人々が互いに平和な関係にあり、自然とも良好な関係であることが人権享受の基本要素であり、共通の未来はこれにかかっていると述べた。続いて、拷問・虐待に関する特別報告者が発言し、自身の報告書で取り上げたテーマ・結論・勧告に圧倒的多数の国が無関心であり、他国での人権尊重は進んで求めるものの、自国内で生じた人権侵害や問題点に効果的に対処する政治的意思を示すことは稀であると述べた。討議で発言者は、特別報告者との協力の必要性を強調した。

人権理事会 人権活動家の状況を討議

2022/03/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権活動家の状況に関する特別報告者が発言し、腐敗に反対する人権活動家は、権力濫用・汚職・賄賂・詐欺その他の違法行為を暴露・調査をするので、様々な形態の攻撃を受けており、政府・企業が暴露を恐れて、反腐敗活動家を標的にしていると指摘した。そして、社会に深く根ざしている腐敗を一夜で根絶することはできないが、政府は人権活動家の活動を公に認め、活動家に対する攻撃に正々堂々と闘う必要があると述べた。討議で発言者は、国際社会は人権活動家の一層の支援のために活動し、彼らを報復から保護すべきであると求めた。また、彼らは国際社会の核となる価値を守り、そのために闘っているのであり、そうした活動ができる環境が与えられるべきであると主張した。そして、腐敗は人権問題であり、国内法は腐敗を調査する人々を守らなければならないと述べた。

人権理事会 プライバシーの権利に関する専門家が発言

2022/03/11

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。模範となる個人データ保護制度は、プライバシーの基本的権利と、物資・人・サービス・資本の自由な流通との健全なバランスを追求しなければならない。私の目標は、プライバシー侵害からの保護、個人と脆弱な集団が受ける被害の防止、彼らの尊厳・平等・自由の確保に関する明確な国際的な指針を示すことである。プライバシーに関わる可能性のある技術的な問題、特に AI・ロボット工学・インターネット化・仮想現実・拡張現実・生命工学・ブロックチェーン技術・大規模ビデオ監視の分野における政府・非政府主体による差別的実行を克服することが不可欠である。イベロアメリカと EU は協力し、相互尊重と正義・民主主義の原則に基づき、より一層統一された個人データ保護制度を構築した。こうした協力関係の達成がデジタル・プライバシーに関わる諸原則の実施につながるのである。

人権理事会 拷問・虐待に関する専門家が発言

2022/03/11

国連人権高等弁務官事務所

拷問・虐待に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。政府は他国の人権尊重の促進には積極的であるが、自国内の人権侵害や問題点の対処には政治的意思をほとんど示さない。政府は拷問の申立てを受けると、ほぼ例外なく虐待を否定・正当化・矮小化し、説明責任を回避し、改革を先延ばしにし、犠牲者から救済と社会復帰の機会を奪う。政府は常に自己防衛的・曖昧・妨害的で、攻撃的な姿勢をとることさえあり、対話を打ち切ろうとする。人権高等弁務官事務所に対し、公式の連絡、各国訪問、テーマ別報告等政府との相互交流の有効性を評価・改善するためのプロセスを率先して行うよう改めて求める。政府が無関心・独善的・否定的態度を克服しない限り、世界中で拷問・虐待の拡大と不処罰の蔓延は続き、犠牲者には正義と尊厳の可能性がない。政府が約束を実行しない限り、世界規模で拷問・虐待を根絶することは実現されない。

人権理事会 人権活動家の状況に関する専門家が発言

2022/03/11

国連人権高等弁務官事務所

人権活動家の状況に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。腐敗は人権問題であるが、その防止に取り組む人権活動家が世界中で標的にされ、殺害されている。自身の報告書に、腐敗を暴露するジャーナリスト・学者・弁護士・医療従事者その他の人々に対する攻撃の詳細を記載している。腐敗はしばしば不可避・無害なもの、被害者なき犯罪とされる。報告書には、腐敗撲滅に取り組む人権活動家へのより良い支援方法に関して、人権活動家・NGO・学識経験者・政府高官との協議に基づいた、政府に向けた実際的な勧告も掲載している。さらに、政府は人権活動家に対する攻撃を終わらせるだけでなく、腐敗を撲滅し、法の支配に基づく公正な社会を築くための彼らの重要な貢献を公的に称賛すべきであることにも触れている。政府は腐敗撲滅に取り組む活動家を保護する義務を負う。彼らは政府に保護されるべきであり、中傷や攻撃を受けてはならない。

人権理事会 障がい者の権利に関わる AI、食糧制度の確保を討議

2022/03/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合で、障がい者の権利に関する特別報告者が発言し、AI がもたらすリスクとチャンスのバランスについて、AI は障がい者の利益となる包容的発展の模索を推進することができるが、障がい者差別を反映し組み込む可能性もあると指摘した。そして、核心的問題はどのようにして障がい者への影響を緩和しつつ、AI のプラスの可能性を利用するかであると述べた。討議で発言者は、障がい者の包容は一層回復力のある世界の構築を促進するのであり、障がい者運動の合言葉である「私たちのことを私たち抜きで決めないで」が考慮されるべきであると述べた。続いて、食糧の権利に関する特別報告者が発言し、各国政府が農民の権利を国内法で規定し、農民の種子システム(農民が変化に適応する方法で食糧を育成する)に対する国内・国際的な支援を優先する必要性を訴えた。討議で発言者は、農民の権利特に小規模農民・先住民族の農民のニーズを強調した。

人権理事会 障がい者の権利を討議

2022/03/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、障がい者の権利に関する相互対話が行われた。国連人権局次長は、障がい者への支援の提供と、過大なアンペイド・ケアワークの減少のために、各国政府は地域社会への包容を支援すべきであると述べた。障がい者の権利に関する特別報告者は、合理的な政策策定のためにデータは不可欠であり、条約各条文の現実の障壁を測る上で重要であると述べた。プライバシーに関する特別報告者は、個人データは政府が国内・地域レベルで行動計画を作る際の指針となるのであり、収集・細分類されるべきであるが、人々には自身のデータを守る制度が提供されなければならないと述べた。特に健康・健康回復のデータを扱う際にその必要性は大きくなると述べた。討議で発言者は、データ収集は障がいに応じて細分類され、守秘義務を厳守し人権を尊重して行われなければならないこと、政府は障がい者団体と協力してデータ収集すべきであること等を主張した。

人権理事会 テロ対策における人権、アルビノの人権を討議

2022/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、テロ対策における人権に関する特別報告者が発言し、現代的な大規模な拘禁と傷害が許される環境を可能にし、継続させているのは、アクセス・透明性・説明責任・救済の欠如であり、これまで独立人権専門家の完全なアクセスが可能になった拘禁施設は一つもないと述べた。討議で発言者はテロ対策のジェンダーへの影響を取り上げ、多くの女性・少女が拘禁され、拷問・虐待を受ける状況に置かれていると述べた。また、政府による秘密裏の拘禁は政府の説明責任の欠如をもたらし、不処罰を促進していると指摘した。続いて、アルビニズムの人々の人権に関する独立専門家が発言し、多くの人々はアルビニズムの人々の権利の保護が必要なのはアフリカに限られないことを今だに認識しおらず、その原因は、アルビニズムの人々が自身や人権活動家にとって重要な多くの討議で無視される状況が続いていることにあると述べた。

人権理事会 子どもに対する暴力、紛争地域の子どもの保護を討議

2022/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表が発言し、子どもに対する暴力の中止の緊急性は、パンデミック蔓延に加えて、紛争・気候変動・自然災害による複合的人道危機により高まっていると述べた。続いて子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表が発言し、2021年は、子どもの徴用・利用、人道的アクセスの否定のせいで多くの子どもたちが殺害・重傷被害という重大な人権侵害を受けた年であったと述べた。また、政治・治安・気候の危機やCOVID-19パンデミックが子どもの脆弱性を高め、重大な人権侵害と紛争当事者との関与の監視・検証を妨げ続けたと述べた。そして、さらなる留意が必要な分野として、障がいのある子ども、気候変動と紛争下の国の子どもに対する人権侵害の関連、事実解明システムを挙げた。この問題に関する討議では、特に武力紛争下の少女の教育を保障する必要性等が主張された。

人権理事会 高等弁務官の報告書提示

2022/03/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権高等弁務官の多くの報告書が高等弁務官事務所の代表から提示された。報告書で扱われているテーマは、●子ども・早期・強制婚、●COVID-19 パンデミックが少女の教育の権利の実現に与える影響、●医療・ワクチンへのアクセスに関わる成功例・課題・進展、●COVID-19 ワクチンへの安価・適時・平等・普遍的アクセス・分配の欠如の人権への影響、国家間の不平等の深刻化、●メンタルヘルスに関わる法・政策・実行を障がい者権利条約と合致させる方法、●宗教・信念に基づく不寛容・否定的ステレオタイプ・汚名・差別・暴力・暴力の扇動の撲滅、●民族・種族・宗教・言語的少数者の権利、●人権分野における若者の課題とチャンス、●子どもや若者の銃器の取得・所持・使用、●高齢者の人権の促進・保護に関する国際法上の基準と義務、●人道的状況における女性・少女の完全な人権享受の促進・保護・尊重、●人権と移行期の司法、等である。

人権理事会 子どもと武力紛争に関する討議終了

2022/03/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表が発言し、子どもが直面する危機からの保護・対処、監視と報告の継続確保のために、子どもの保護の担当者・監視者のネットワークが強化されたこと、子どもの権利条約が国内レベルで実施されなければならないことに言及した。討議で発言者は、全ての紛争当事者が国際人道法・人権法を尊重するよう確保することが重要であると強調した。また、健康危機によって教育が中断されたために、子どもの脆弱性が高まり、さらに徴用されやすくなり、子どもの権利を侵害した者の特定が一層難しくなったことを指摘した。さらに、武力紛争中の学校・教師・学生の保護が必要であり、全ての人の安全・確実・高質な教育を実現するために「学校保護宣言」を全ての政府が支持・実施する必要があること等を主張した。この会合で、子どもと武力紛争に関する討議は終了した。

ケアワークのジェンダー平等を求める

2022/03/16

国連人権高等弁務官事務所

第 66 回女性の地位委員会 (CSW66) のサイドイベントで閉会の辞を国連人権局次長が述べた。内容は以下のとおり。不平等を削減する世界的なケアシステムの構築を目指す “Global Alliance for Care (ケアのための世界同盟)” を強く支持する。ケアの提供は男女の共同責任、社会全体の責任であるが、しばしばこの不可欠なサービスは女性・少女によって無料あるいはわずかな料金で提供されるのが当然だと思われている。COVID-19 パンデミックへの対処は、ケア提供者の権利の保護を無視し、質の高い公共のケアサービスの提供を低下させ、不平等な女性・少女のケア負担をさらに深刻化させた。また、我々はケア提供者自身にもケアを受けるニーズと権利があることを思い起こすべきである。我々は、ジェンダーに対応した公共サービスに投資し、ケアの責任を女性と少女に担わせるジェンダー・ステレオタイプを打破し、ケア労働者と無償のケア提供者の権利を保護しなければならない。

人権理事会 相当な住居の権利を討議

2022/03/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、相当な住居に関する特別報告者が発言し、空間分離は、人種・カースト・民族・言語・宗教・障がい・収入その他の境界に従って特定の地域に住む集団の強制的または自主的な分離であるが、これはほぼ常に経済的・社会的排除、インフラ・サービス・生活手段へのアクセスの不平等を特徴とすると述べた。また、世界中の多くの集団に対する制度的住居差別は、アフリカ系の人々のコミュニティの人種的正義・平等の議論において重大であること、困窮するコミュニティの脆弱な集団はパンデミックや気候変動から多大な影響を被っていることに言及した。討議で発言者は、空間分離は相当な住居の取得に対する重大な障壁であり、分離差別は教育・労働等の他の権利に影響を及ぼすと述べた。また、尊厳を保たれた住居に住めない女性・子どもの脆弱性の増大、空間分離にもたらず COVID-19 の影響、相当な住居の重大な障壁の一つである土地不足に懸念を示した。

人権理事会 住居に関する専門家が発言

2022/03/17

国連人権高等弁務官事務所

住居に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。政府が社会の全集団の住居・土地・水・衛生・教育・医療その他サービスへの平等なアクセスが否定される居住地の防止を怠ったとき、空間分離は人権問題になる。非常に多くの国が法律・政策により人種・民族・宗教その他の境界に従った分離を強固・固定している。同じようなバックグラウンドをもつ人々が共生したいのであれば何の問題もないが、しばしば自主的な集団の居住地が、不平等な生活を強いられる分離された非自発的なゲットーになる。空間分離はまた、政府が土地開発業者や不動産投資家等の規制を怠った結果でもあり、政治的意思があれば防止・削減することができる構造的問題である。政府は包摂的・参加型の都市計画・区分に関する法的規制を採用し、都市の全ての場所に社会住宅を建設し、開発業者は全プロジェクトに低額で入手可能な住宅を十分に含めるよう求めたい。

自由権規約委員会 委員の選挙の予定

2022/03/17

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、2022年12月31日で任期終了となる9人に代わる委員を選出するために、6月17日にニューヨーク国連本部で選挙を行う予定である。委員会は、高潔な人格を有し、人権分野において能力を認められた18人の独立専門家で構成される(規約28条)。委員は4年の任期で、衡平な地理的配分、異なる文明形態と主要な法体系の代表となることが考慮され、締約国の国民の中から選出される(31条)。選挙が行われる会合の定足数は、現締約国173か国の3分の2すなわち115か国である(30条4項)。締約国には4月6日までに候補者を指名し事務局にe-mailで伝えるよう求められている。

CSW66 サイドイベント 高等弁務官との Q and A

2022/03/17

国連人権高等弁務官事務所

第 66 回女性の地位委員会 (CSW66) のサイドイベントで行われた Q and A で、人権高等弁務官は次のように答えた。【質問 1 環境劣化は女性・少女の人権享受にいかなる悪影響をもたらすか】気候変動によって多くの小規模な女性農家の生活手段・食糧供給源が危険にさらされるが、そうした時も気候変動対応型農業は女性の手には届かず、少女はしばしば退学させられ、児童婚・早期婚・強制婚や人身売買される恐れがある。水の不足もまた、水の収集の主な責任を負わされる女性と少女を脅かす。しかし、彼女らは犠牲者であるだけでなく、変化の担い手として世界中で人権活動家、科学者、政治・経済指導者となって活躍している。

【質問 2 人権に基づく経済はジェンダー平等を促進するか】人権に基づく経済は、女性の権利とジェンダー平等に貢献し、ジェンダーに対応した予算・税政策を包含し、女性の平等な参加とディーセントワークの権利を確保するものである。

国際人種差別撤廃デー “人種差別反対の声を上げよう”

2022/03/17

国連人権高等弁務官事務所

3月21日の国際人種差別撤廃デーの今年のテーマは“人種差別反対の声を上げよう”である。人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容はいまだに世界中の社会に広がり、アフリカ人・アフリカ系、アジア人・アジア系、先住民族、移住者、民族的・種族的・言語的少数者、宗教団体の多くの人々の生活と人権に深い影響を与えている。人種差別の犠牲者と連帯して立ち上がり、人種的正義と平等を求める彼らの闘いに加わるために、あらゆる人々が声を上げることが必要である。沈黙は無関心であり、人種差別と弾圧の永続の一因であり、勇気をもって人種差別反対に立ち上がる人々の声を抑え込む。この沈黙を破るには、共に声を上げるしかない。人種差別に立ち向かう人々を支持し、彼らの経験と不安に耳を傾けよう。偽り・有害・差別的な話と対抗し、あらゆる人々の声が考慮されるようにしよう。我々の多様性は力の源であり、脅威ではない。

人権専門家が薬物使用者の拘禁の中止を求める

2022/03/17

国連人権高等弁務官事務所

国連麻薬委員会第 65 会期のサイドイベントで、恣意的抑留に関する作業部会議長が発言した。内容は以下のとおり。麻薬使用者の逮捕・検査・拘禁・処罰に関する現在の規則はしばしば人権侵害につながっており、麻薬使用者に関する手続と処遇を見直すよう求める。薬物依存と使用は刑事問題ではなく、健康問題として扱われなければならない。意思に反して薬物を使用した者やその容疑のある者の拘禁はいまなお広く行われているが、これは恣意的抑留を引き起こす可能性がある。我が作業部会は昨年報告書でも、薬物使用者が拘禁されている公営・民営のリハビリ施設の閉鎖を求めている。

人種差別撤廃に関する特別総会 人権高等弁務官が演説

2022/03/18

国連人権高等弁務官事務所

国連総会の国際人種差別撤廃デーを記念する会合で、人権高等弁務官が演説を行った。内容は以下のとおり。私は昨年7月に人権理事会に提示した「人種的正義・平等のための変革に向けた4つの課題」の中で、制度的人種差別には制度的対処が必要であり、積極的・包括的な変革によってのみ縮小できると指摘した。国際レベルでのこうした努力の指針となるのがダーバン宣言・行動計画等の文書である。国内機関・意思決定過程であらゆるコミュニティが有意義・効果的に参加し代表を出すよう確保することもまた重要である。そうした意味で、今年の国際デーのテーマ“人種差別反対の声を上げよう”を歓迎する。人種差別に立ち向かい立ち上がる人々を評価することは進歩のために不可欠である。彼らの市民社会スペース・安全、特に表現・平和的集会・結社の自由は保護されなければならない。政治家と当局には憎悪や差別を防止・解決する責任がある。

世界水の日に向けて人権専門家が声明

2022/03/18

国連人権高等弁務官事務所

3月22日の世界水の日に向けて、安全な飲み水と衛生に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。帯水層の過剰搾取は、旱魃中の水不足による飲み水の供給の脆弱性を一層高め、水の価格を上昇させ、最終的に飲み水の入手・購入を脅かす。多くの国で地下水は、あたかも土地所有者の財産であるかのように管理され、しばしば水が個人的・不正に消費され、安全な飲み水・衛生の人権の実現が脅かされている。水は公共財とみなされ管理されるべきことを忘れてはならない。気候変動によって今後さらに深刻化する異常な旱魃に立ち向かうために、帯水層は戦略的な蓄えとなりうるものであり、そうあるべきである。水界生態系・湖・湿地帯・河川そして特に帯水層を保全することによって、先住民族・小作農・漁師・狩猟採集者・家畜飼育者等の自然の近くで生活する人々の安全な飲み水・水・衛生へのアクセスが保護される。

人権理事会 家族統合に関するハイレベル・パネル

2022/03/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、家族統合に関するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、毎年 30 万人以上の子どもが移住過程で抑留され、77 か国でそうした抑留が行われており、家族と分離された子どもは暴力・虐待・ネグレクトを受ける危険性が高いと述べた。移住者の人権に関する特別報告者は、各国政府に対し、子どもの移住者の抑留の中止、適切な代替的な監護の提供、全ての子どもとその家族の受け入れを求めた。さらに、現行の子どもの保護・福祉制度を強化し、同伴者のいない子どもの移住者をそうした制度に差別なく組み入れるよう求めた。子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表は、紛争地域の子ども誘拐・人身取引・徴用の危険性を強調した。ユニセフの代表は、2020 年には同伴者のいない子どもが 18 万人以上存在したと報告した。赤十字国際委員会の代表は、各国政府に対し、武力紛争下の子どもに関する選択議定書等の遵守を求めた。

障がいのある子どもの権利に関する共同パネル

2022/03/21

国連人権高等弁務官事務所

障がいのある子どもの権利について、障がい者権利委員会と子どもの権利委員会が共同でパネルディスカッションを行った。司会を務めた子どもの権利委員会の元委員は次のように述べた。「大人を中心に据え大人に力を与えようとする固定概念が今なお蔓延しているため、権利の尊重・保障の点で、障がいのある子どもはとりわけ脆弱な状況に置かれている。それゆえに、障がいのある子どもに関する両条約の人権アプローチを具体的分野に移すために、両委員会が各国への勧告を調和させ、共通の原則を全ての国と障がいのある子どもに関わる人々に広めることが必要である。」討議には両委員会の委員、市民社会メンバーが参加しており、発言者からは、緊急事態は障がいのある子ども、特に施設にいる子どもたちに追加的なリスクをもたらすこと、武力紛争の事態で、政府には障がいのある子どもを保護するための追加措置を講じる責任があること等が主張された。

人権理事会 理事会が留意すべき人権状況の討議を開始

2022/03/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午後の会合で、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討議を開始した。発言者は次のような様々な主張を行った。①理事会は普遍性・客観性・公平性を活動の指針とすべきである。②全ての市民的・政治的権利と経済的・社会的・文化的権利は等しく扱われるべきである。③政府は武力紛争下の国内避難民の帰還と人権の完全回復を含めて、その安全を確保する主要な責任を負う。④理事会はテロの破壊的影響に留意し、テロ集団を支援する国の責任を追及し、テロリストが人権に及ぼす影響を制限するよう活動すべきである。⑤理事会は人種差別・外国人排斥・イスラム憎悪・ヘイトスピーチ、とりわけオンラインでのその拡大を阻止するために有意義な行動をとる責務がある。⑥理事会は外国による占領と紛争の状況を積極的に監視・報告すべきである。⑦先住民族の状況が懸念される。⑧多くの国で女性・少女に対する性暴力その他の重大な人権侵害が生じている。

人権理事会 COVID-19 復興のための社会権保護政策を討議

2022/03/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合でパネルディスカッションが行われ、COVID-19 パンデミックからの復興における社会権保護の政策・サービスの重要性が討議された。人権副高等弁務官は、人権規範・原則は包括的な公共政策・サービスの策定・実施、そして長期の公共政策・十分なサービスに向けて一時的措置からの脱却のための指針となると述べた。コスタリカの代表は、国内の普遍的な社会的保護の実現を支援するための国際的資金調達メカニズムを構築することの重要性を強調した。社会権規約委員会の元委員は、COVID-19 のような危機の想定外の影響を緩和するために、人権に基づいた社会的セーフティネットが国内・国際的な政治的優先課題として検討されるべきであると述べた。ルワンダの代表は、包括的で十分な資金を有する保健のための公共政策・サービスの整備・強化は全ての政府が最優先課題とすべきであり、その中に性と生殖の健康/権利を含むべきであると述べた。

人権理事会 理事会が留意すべき人権状況を討議

2022/03/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昼の会合で、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討議を行った。この会合でも発言者は様々な主張を行った。取り上げられた問題は、①理事会の政治化、②理事会の任務と矛盾する特定の国に関する任命や決議、③パンデミックが様々な権利の享受にもたらす影響、④ヘイトスピーチの高まり、⑤市民社会スペースの縮小、⑥表現の自由に対する脅威、⑦紛争中の民間人に対する脅威、⑧多くの国・地域における様々な人権侵害、⑨一方的強制措置、⑩死刑、⑪女性の権利等である。②に関して複数の発言者は、特定の国に関するメカニズムや決議は不偏的・非選択的であるべきという理事会の任務と矛盾するものであり、そうした決議は理事会の活動を分裂させると指摘し、理事会は各国の技術的能力の開発と能力構築に取り組むべきであり、特定の国を標的にすることは理事会への信頼を弱めるだけであると述べた。

人権理事会 マイノリティの問題を討議

2022/03/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、マイノリティの問題に関する特別報告者が発言し、最も暴力的な紛争には不当な扱いを受けているマイノリティが巻き込まれており、そうした紛争を防止するための戦略は国際・地域・国内的取組みにおいて重要な部分を占めるべきであり、排斥・不正義の根本原因に直接対処すべきであると述べた。討議で発言者は、マイノリティの人権の完全実現が最も重要であること、紛争防止のために、マイノリティ集団が意見表明できるよう政策策定過程に参加すべきであることを主張した。また、マイノリティに対するオンラインでのヘイトスピーチが増加していることに懸念を示した。さらに、COVID-19 パンデミックによりマイノリティ集団の負担はさらに大きくなり、アジア人憎悪も高まったことを取り上げた。そして、マイノリティに対する暴力の根本原因に対処する世界的・地域的早期警戒メカニズムの必要性を訴えた。

人権理事会 副高等弁務官が COVID-19 復興における社会権について発言

2022/03/22

国連人権高等弁務官事務所

人権副高等弁務官が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックのために 3 億 5,000 万人以上が失業し、2020 年だけで極度の貧困者は 1 億 1,900 万人～1 億 2,400 万人増加した。飢えに苦しむ人々はおよそ 8,200 万人増加し、20 億人が食料不足の状態にある。また、2019 年に世界で失業給付受給率は 22%、障がい給付受給率は 28%に過ぎない。さらに、社会的保護に効果的にアクセスできる子どもは 35%、出産手当金を受け取る女性は 41%である。我々は COVID-19 パンデミックから厳しい教訓を学ぶ必要がある。各国政府は普遍的社会的保護・保健のような一層有効・強力な公共サービスの構築に向けて互いに支援する必要がある。そうした基本的サービスへの投資は、短期的には影響緩和という効果をもたらし、長期的には人類の発展、経済的生産性・弾力性を助長し、今後の衝撃に耐え、危機に効果的に対応できる基本的サービスを発展させる。

人権理事会 マイノリティの問題に関する専門家が発言

2022/03/22

国連人権高等弁務官事務所

マイノリティの問題に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。マイノリティを巻きこむ紛争を防止する戦術は、国際・地域・国内的取組みにおいて重要な部分を占め、排斥・不正義の根本原因に直接対処すべきである。これには、マイノリティの経済的・社会的機会への平等なアクセス、効果的な政治的参加・代表、多様性受入れのための実行と制度的取決めの建設的發展を確保することが含まれる。言い換えれば、緊張と暴力的紛争につながる可能性のあるマイノリティの状況に対して人権アプローチを主流化・採用することである。人とマイノリティの権利の枠組みを主流化することは、暴力的紛争を防止するために一層効果的な早期警戒手段となり、第三者によりマイノリティの不満が利用されることを回避するために必要である。国際社会は早期の効果的な紛争防止メカニズムの不備を補わなければならない。

人権理事会 普遍的定期的審査、人権機関・制度を討議

2022/03/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、普遍的定期的審査制度(UPR)について討議が行われた。発言者は、UPR は全ての国の人権問題を対等な立場で検討するための最も有効なメカニズムであると述べた。同時に、資金的・時間的制約の検討も提案された。また、平等と非選択の原則に従い、UPR に建設的対話の精神が伴うよう求める意見もみられた。複数の発言者は、選択的・干渉的・政治化されたコストのかかる取組みを他国に強要するために、人権理事会が利用されていると非難した。人権理事会議長は、理性的に利用されるならば、UPR は人権の観点から見た包括的・持続可能な開発のための主要な戦略となりうると述べた。続いて、人権機関・制度に関する討議が行われた。発言者は、気に入らない調査結果を公表した特別手続担当者を複数の国があらゆる機会を利用して攻撃していることに懸念を示した。特別手続担当者の独立・公平の必要性も強調された。

人権理事会 事務総長の報告書提示

2022/03/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、人権局次長が事務総長の報告書を提示し発言した。発言の内容は以下のとおり。本日、各国政府の国際人権義務の実施を支援する技術支援・能力構築に関する事務総長の報告書を提示することを嬉しく思う。報告書は回復力について検討し、全ての人権の社会的享有と危機に対する社会の回復力との関係を強調している。回復力の構築は信頼の構築を意味する。すなわち、自分達が真剣に受け止められ、尊厳が尊重され、意見が受け入れられ、決定結果を自分達で変更できると人々が感じることを意味する。そして、国内レベルで人権に支えられた社会契約を更新することを意味する。国内で連帯を確立できるならば、国境を越えた危機の防止・対処に向けた努力は大いに向上するであろう。報告書はまた、開発・平和・安全・人道的活動への人権の効果的統合に向けて、我々が国連の内外での協力を前進させてきたことも取り上げている。

自由権規約委員会 年次報告書を採択

2022/03/24

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、第 132・133・134 会期に関する年次報告書を採択した。報告書の内容は以下のとおり。委員会はこの間に 211 件の個人通報を登録し、関係国に通知した。そのうち 75 件について見解を採択し、24 件を受理不能と判断した。また、1977 年以降採択された 1,812 件の見解のうち、1,342 件に自由権規約違反があったが、多くの締約国が委員会の見解を実施していない。第 132～134 会期の期間中に 14 の定期報告書が提出された。報告書提出の深刻な遅延は遺憾であり、委員会は締約国に対し、報告書を期限までに提出するよう求める。また、ロシアが 3 月 3・4 日の同国の報告書審査に参加しなかったことは極めて遺憾であり、今年 7 月の第 135 会期での審査には出席するよう求める。さらに、委員会は人権機関強化の立場を採択し、総括所見フォローアップのための手続を改正し、他の人権機関との関係強化のための窓口を任命した。

性的指向に基づく暴力、人権活動家に関する専門家が共同声明

2022/03/24

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家と人権活動家の状況に関する特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。性的指向・性自認(SOGI)に基づく暴力・差別の中止のために活動する人々(HRDs)は、複合的な危険に直面している。世界人権宣言で保障される保護はLGBTの人々に適用されるとした、SOGIに関する最初の国連決議からおおよそ11年が経っている。それでもなおSOGIに関するHRDsは、実際のまたは他者から認識される性的指向、そして人権活動家であることを理由に標的にされ、身体的攻撃、恣意的逮捕・抑留、自宅や事務所の襲撃、激しい中傷を受けている。攻撃の不処罰が蔓延し、彼らを非難する公人の発言が暴力を助長する環境をもたらしている。国連加盟国69か国に、多様なSOGIの人々を処罰する法律が存在する。政府は暴力の加害者であるだけでなく、SOGIに関するHRDsの保護を怠ったことの最終的責任を負っている。

人権理事会 ウィーン宣言・行動計画に関する一般討論

2022/03/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午後の会合で、ウィーン宣言・行動計画のフォローアップ・実施に関する一般討論を開始した。発言者は、国連憲章・人権条約に従った全ての人権・基本的自由の普遍的尊重・遵守・保護が重要であること、全ての人権は普遍的・不可分で相互依存・相互関連することを改めて確認した。また、宣言は30年前と同じく今日でも重要であること、開発は人権享受に大いに寄与することも主張された。人権の政治化・二重基準は認めないとの言及もあった。一方、複数の発言者は、国際法や国連憲章に反する一方的措置は止めるよう宣言は求めているが、無視されているとし、国際法に反する、人権享受を妨げる一方的強制措置を非難した。会合の初めには、パレスチナその他のアラブ被占領地における人権状況に関する討議が行われ、複数の発言者が、パレスチナに対する強い支持を改めて表明した。

自由権規約委員会第 134 会期閉幕

2022/03/25

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 134 会期が閉幕した。今会期で委員会は、ボリビア、カンボジア、イスラエル、イラク、カタールの定期報告書を審査し、それぞれに対する総括所見を採択した。ロシアの第 8 回報告書審査も予定されていたが、同国代表が会期に参加しなかったことに対し、委員会は深い遺憾の意を示した。また会期中には、個人通報について 48 の決定を採択し、そのうち 10 件の通報を受理不能、16 件を審理不継続、21 件を規約違反ありと判断した。さらに、国連総会に提出される年次報告書も採択した。また、カザフスタンが死刑に関する第 2 選択議定書を批准したことを歓迎した。第 135 会期は 6 月 27 日～7 月 29 日に開催され、香港、マカオ、ジョージア、アイルランド、ルクセンブルク、ロシア、スリランカ、ウルグアイの定期報告書が審査される予定である。

障がい者権利委員会第 26 会期閉幕

2022/03/25

国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会第 26 会期が閉幕した。今会期で委員会は、ハンガリー、ジャマイカ、メキシコ、スイス、ベネズエラの報告書を審査し、それぞれに対する総括所見を採択した。また、5 件の個人通報を審理し、2 件を条約違反と判断した。さらに、障がいのある女性・少女に関する作業部会の活動計画を承認した。加えて、障がい者の労働・雇用の権利に関する一般的意見第一草案、脱施設化に関する指針案について討議した。これらは 5 月に公表され、意見が求められる予定である。会期中には、WHO、人権高等弁務官事務所、障がい者の権利に関する特別報告者とともに、メンタルヘルスの法令と人権に関する指針案も討議した。最後に委員長は、ウクライナの障がい者の状況に深い懸念を示した。第 27 会期は 8 月 15 日～9 月 9 日に開催され、バングラデシュ、中国、香港、マカオ、インドネシア、日本、ラオス、ニュージーランド、韓国、シンガポールの報告書が審査される予定である。

強制失踪委員会開催の予定

2022/03/25

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会が3月28日～4月8日に開催される。この会期中に委員会は、ギリシャ、ニジェールの状況を審査する。また、メキシコ訪問のビデオを共有する。同国では99,400人以上が失踪していると報告されており、委員会は失踪の根絶と蔓延する不処罰への対抗の緊急の必要性を取り上げ、メキシコ訪問の報告書を採択する予定である。さらに、強制失踪条約の報告マニュアルを公表することも予定されている。公開の討議はUN WebTVでライブ中継される。強制失踪委員会は、各国の強制失踪条約の遵守を監視する機関であり、世界中から選出された10名の独立人権専門家から成る。彼らは締約国の代表ではなく、個人の資格で委員を務めている。

移住労働者権利委員会開催の予定

2022/03/25

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会が3月28日～4月8日に開催される。会期中に委員会は、ブルキナファソ、カーボベルデ、パラグアイの状況を審査する。この3か国を含む移住労働者権利条約の締約国(現在57か国)は、条約の実施状況について委員会による定期的審査を受けなければならない。委員会はすでに3か国それぞれの報告書の他、国内人権機関やNGOからの情報を受理しており、会合では各国の代表と広範な問題を公開で討議する。公開の討議はUN WebTVでライブ中継される。移住労働者権利委員会は、各国の移住労働者権利条約の遵守を監視する機関であり、世界中から選出された14名の独立人権専門家から成る。彼らは締約国の代表ではなく、個人の資格で委員を務めている。

一方的制裁の人的影響の検討を求める共同声明

2022/03/25

国連人権高等弁務官事務所

8名の特別手続担当者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。一方的制裁が、国民が基本的な物資・サービスを得る可能性を妨げたり、福祉や基本的生活水準に必要なインフラに影響を与えることがあってはならない。また、人道的活動に支障をきたしてはならない。特にインフラの悪化で影響を受けるのは、健康・住居・水・衛生・生命・教育・労働の権利、移動の自由である。道路・橋・鉄道その他の輸送インフラの建設・維持に必要な設備・資材の入手を阻止したり、燃料の輸送を妨害する制裁によって、基本的物資が脆弱な国民に届かなくなる。国民の基本的ニーズに関わる送金や金融取引等の金融システムに対する一方的制裁は、生活水準を低下させるものであり、受け入れることはできない。銀行や企業が、食料・水・医療設備・救命薬・ワクチン・試薬、インフラ維持に必要な予備部品・機器の取引や調達を阻止すること、阻止されることがあってはならない。

奴隷・大西洋間奴隷貿易犠牲者追悼国際デー

2022/03/25

国連人権高等弁務官事務所

奴隷・大西洋間奴隷貿易犠牲者追悼国際デーに際し、人権高等弁務官事務所の代表が声明を公表した。内容は以下のとおり。1,500万人以上のアフリカ人が最悪の形態の虐待、最も基本的な人権の侵害を受け、尊厳・自由・アイデンティティを剥奪された。奴隷貿易は世界的な搾取制度を作り、400年以上にわたり家族・コミュニティ・経済を破壊し、そして航海中に数百万人の命を奪った。国際デーは、人類の歴史の汚点となる一章を認識するためだけでなく、世界中のアフリカ系の人々による現代の文化と社会への多大な貢献を強調するために設けられた。今年は大西洋間奴隷貿易廃止から250年、ダーバン宣言・行動計画25周年である。しかし今日でも、奴隷制は強制労働、強制的奴隷婚、子どもの労働、性奴隷、子どもの徴用等の形態で続いており、4,000万人以上の女性・男性・子どもが奴隷にされ、尊厳と基本的権利を否定され、恐ろしい危害を被っている。

人権理事会 人種差別撤廃に関するパネル

2022/03/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、国際人種差別撤廃デーを記念して “人種差別反対の声を上げよう” をテーマとしたパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、国際社会が団結し人種主義・人種差別への対抗を加速することが必要・急務であること、人種主義・排除は何世代もの女性・男性・子どもに影響を与え、その人間性を奪うものであることに言及した。討議で発言者は、COVID-19 パンデミックがマイノリティの不平等を深刻化させ差別的行為を助長していること、人種主義・人種差別の中止を具体的に進展させるには、この問題に関する討議を主流化・標準化させ、多様性・平等・包摂・アクセス可能性の原則を社会全体に適用すべきであることを主張した。また、人種差別を終わらせることは難しいが、国際社会が断固たる態度で行動し、政治・文化・個人のレベルで共通の使命感を持つならば可能であるとの主張もあった。

人権理事会 人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論

2022/03/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合でも、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われ、多くの発言があった。発言の内容は以下のとおり。人種主義・人種差別・外国人排斥・ヘイトスピーチ・不寛容が世界中で拡大しており、世界規模の団結した断固たる行動が必要である。各国政府は人種主義の検知・根絶のために最大限努力すべきであり、国際社会は人種差別のあらゆる形態・兆候を一体となって非難し、寛容・人種的平等・人権尊重の文化を醸成する必要がある。人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に対しさらなる決意と政治的意志を持って対処することが求められる。人権侵害・基本的自由の重大な侵害となる許し難い行為が世界各地で再発している。そうした行為が続く根本は、違いに対する恐怖、他者に対する恐怖、個人の安全喪失の恐怖にある。人種主義処罰の法的枠組みを発展させる必要がある。教育機関は寛容を心に植え付ける役割を担っている。

人権理事会 人種差別反対について人権高等弁務官が発言

2022/03/28

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。国家当局・政治家・企業は平時とりわけ戦時に憎悪・差別・暴力の扇動を中止・対処・防止する特別な責任を負う。政府は人種主義・人種差別に対処する法・政策を立案する義務・約束を果たし、そのために指針となるダーバン宣言・行動計画その他の国際文書を活用し、さらに新たな基準を採択する必要がある。まもなく活動を開始するアフリカ系の人々に関する常設フォーラムは、アフリカ系の人々の人権の促進・保護・尊重に関する国連宣言の作成に貢献するであろう。政府は、差別に直面し差別反対に立ち上がる人々の意見を聞き、その懸念事項に迅速に対処しなければならない。また、人種差別と闘う人々のために安全な環境を提供しなければならない。政府と社会は、過去の人種差別と排除の複雑な遺産と結果に向き合わなければならない。我々の多様性は我々の強さであり脅威ではない。

移住労働者権利委員会第 34 会期開幕

2022/03/28

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 34 会期が開幕した。開会にあたり、人権高等弁務官事務所の代表が演説を行った。内容は以下のとおり。今日移動途中にある多くの人々が、人権の法的保護の外に置かれている。移住者が権利の適切な保護にアクセスできるよう確保するには、個人の状況が個別に評価されなければならない。人権高等弁務官事務所は、「脆弱な状況にある移住者の人権保護に関する指針原則」を整備した。毎年、数千人の移住者が移動途中で行方不明になり、また命を落としている。各国政府には、移住者が移動途中で行方不明・死亡になるのを防止し、行方不明者を捜索し、その家族を援助する責任がある。国連人権機関が国際移住レビュー・フォーラムに効果的に参加することも重要である。移住労働者権利条約の締約国は 57 カ国になった。委員会と移住グローバルコンパクト支持国が協力し、条約締約国を増加させるよう期待する。

強制失踪委員会第 22 会期開幕

2022/03/28

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 22 会期が開幕した。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、世界が強制失踪を撲滅・防止することが重要であり、委員会の活動と関与は犠牲者にとって極めて重要であると述べた。委員長は、移住における強制失踪、強制失踪と非政府主体、違法な国際的養子縁組にみられる強制失踪に関する活動を委員会が継続するために、この会期は重要であると述べた。また、強制失踪は世界で急増しており、各国政府は条約を批准し、委員会が機能を果たすために必要な人的・財的資源を提供することにより、積極的な姿勢を示す必要があると強調した。さらに、委員会と人権高等弁務官事務所等の現地事務所の協力・調整の強化が重要であり、それによって委員会は条約義務を実施する各国政府を支援することができ、失踪者を捜索する家族の支援を各国政府に促すこともできると述べた。